

物品売買契約の締結について

次のとおり物品売買契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年条例第 56 号）第 3 条の規定により、本議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

湯梨浜町長 宮脇正道

記

- 1 契約の目的 ゆりはまネット告知端末
- 2 契約の金額 9,900,000 円
- 3 契約の相手方 鳥取県鳥取市今町二丁目 251 番地
NEC ネッツエスアイ株式会社鳥取営業所
所長 是松 博之
- 4 契約の方法 隨意契約

物品売買仮契約書

1 物 品 名 ゆりはまネット告知端末
2 納 入 場 所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字 田後 地内
3 納 入 期 間 着 手 湯梨浜町議会議決の日
完 了 令和5年8月31日
4 契 約 金 額 金 9,900,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 900,000 円)
5 契 約 保 証 金 免 除(履行保証保険)

6 そ の 他

- (1) この契約は、湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条による議会の議決を得た後、本文を本契約に切り替えるものとする。
- (2) 次に掲げる場合には、発注者はこの仮契約を解除できるものとする。
ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされた場合、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合に、当該請負者の施工能力等(施工計画、資金計画等を含む)を判断し、不適格とした場合。
イ 湯梨浜町から入札参加の資格制限又は資格(指名)停止を受けた場合。

上記物品の購入について、発注者 湯梨浜町(以下「甲」という。)と受注者 NEC ネッツエスアイ株式会社鳥取営業所(以下「乙」という。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年5月25日

住 所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
発注者 湯梨浜町
氏 名 湯梨浜町長 宮脇 正道

住 所 鳥取県鳥取市今町二丁目251番地
受注者 NECネッツエスアイ株式会社 鳥取営業所
氏 名 所長 是松 博之

随意契約結果表

単位:円

業務概要等		入札者	決定順位	見積金額 第1回	備考
見積番号		NECネッツエスアイ(株)鳥取営業所	1	9,000,000	
担当課	デジタル・みらい戦略課	以下余白			
物品名	ゆりはまネット告知端末				
納入場所	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字 田後 地内				
納入期間	令和5年8月31日 限り				
見積開札日	令和5年5月17日				
予定価格	9,900,000円				
選定理由	湯梨浜町財務規則第142条第1項 第2号及び第143条但書の規定による				
落札業者	鳥取県鳥取市今町二丁目251番地 NECネッツエスアイ(株)鳥取営業所				
請負金額	9,900,000円				